

2023年2月定例県議会 一般質問

2023年2月28日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党の吉田英策です。通告に従い質問をいたします。

一、物価高騰から暮らしを守ることについて

1、公契約条例の制定について

物価高騰が暮らしを直撃しています。食料品等の値上げが相次ぎ、電気やガスなどエネルギー関連の値上げで、暮らしと中小事業者の経営存続が危ぶまれています。働く人が豊かになってこそ経済を強くすることができます。大企業の500兆円もの内部留保に時限的に課税し、中小企業支援を行い、最低賃金を1,500円に引き上げ、全ての企業での賃上げを実現すること、県が所管する分野での賃上げを率先して実現することが緊急に求められます。

県発注の工事や印刷、物品の調達、施設管理委託などで、設計単価に基づいて適正な賃金や労働条件を確保すべきです。

県と事業者との間で締結する契約において、労働者の適正な労働条件が確保されるよう公契約条例を制定すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

2、ケア労働者の処遇改善支援について

医療、介護、保育などケア労働者の賃金や処遇改善は、女性が多く働く場でもあり男女の賃金格差解消、ジェンダー平等からも重要です。コロナ禍で、ケア労働者は感染のリスクも顧みず、仕事に従事しました。介護や保育は、全産業よりも平均5万円も低いといわれ、看護の職場は環境改善などが求められています。昨年2月からの処遇改善事業では、賃上げは依然低いとの声上がり、申請作業の負担、同じ事業所でも支援できない職種がでるなどの制度上の不備から、4分の1の事業所は申請していないといわれています。

① 看護職員の賃上げに向け、医療機関に対して処遇改善のための支援をすべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

② 介護従事者等の賃上げに向け、事業所に対して処遇改善のための支援をすべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

③ 保育士の賃上げに向け、施設に対して処遇改善のための支援をすべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

3、会計年度任用職員について

1年契約で働く「会計年度任用職員」が今、雇い止めに直面しています。国は更新の上限を原則2回としました。会計年度任用職員制度が導入されて3月末で3年目を終えるため、職員の契約が原則継続されません。本県は、職員の安定した雇用と能力を十分発揮できるよう継続雇用と処遇改善を行うべきです。

会計年度任用職員の雇止めをせず、継続雇用を進めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

二、事業者支援について

コロナ禍で売り上げが減少した中小企業を支援する政府の実質無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資で、県内企業の返済開始が今年の夏から本格化します。すでに資金繰りが行き詰まり、借入金を返済できなくなった企業が出ており、県信用保証協会が返済を肩代わりする「代位弁済」は昨年11月末までに計99件、合計約13億円とされています。県は、中小企業向け制度資金「伴走支援型特別資金」の要件を緩和しましたが、こうした事業所でも新型コロナ、さらに物価高騰、燃油高騰で「先が見通せない」といいます。償還免除など思い切った措置が必要です。

① 借入金の返済が困難な事業者に対し、事業継続のため償還免除を含めた支援を行うべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

中小・小規模事業者は、持続化給付金などの終了後、直接支援はなく「生きるか死ぬかだ」との切実な声が聞かれます。物価高騰、燃油高騰のもとで電気代の負担が重くのしかかり、県内中小事業者からも事業存続の危機との声が寄せられています。全産業に占める中小企業数は99.7%、雇用は、労働者の3分の2人を占めます。経済の主役であり、雇用や地域活動の中心的な存在です。中小企業が元気になってこそ日本経済も地域の経済も守ることができます。

青森県は県内中小企業者への独自の支援を行っています。国の事業者支援がないもとで、苦境にある事業者に直接支援をおこなうことは、事業者への力強いメッセージにもなります。

② 物価高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、直接支援を行うべきと思いますが、知事の考えをお聞きします。

三、原発事故による避難者の支援について

岸田首相の原発回帰への大転換は、「可能な限り原発依存度を低減する」としてきた政府の立場を投げ捨てるものです。

いわき市民訴訟原告団長の伊東達也氏は、「原発事故前の日本に戻してはいけない」

と訴え、被災者は、「事故が起きたら誰の手にも負えない。その教訓がどこへ行ったのか」と怒りを募らせています。事故の教訓は、原発とは共存できないということです。

住民の避難は継続し、廃炉、全除染の見通しが立たず、医療やコミュニティー、買い物などの環境が整わず、居住率はいまだ3割です。

県外に避難を継続している県民は2万人を超えます。こうした県民に、県外のNPOなど民間団体が支援を行っています。県外にあって、避難した県民の生活再建や帰還を後押しする民間団体の活動は、人道上、重要であると考えます。

県はこうした団体が行う事業に対して、補助を行ってきましたが、昨年度から補助金の交付要件が厳しくなり、団体から「使いづらい」との声が出され、電話代やZOOM使用料、Wi-Fiが対象外になる場合があります。県外避難者が県内で開催する交流会事業は複数団体による共催は認められていますが、県外避難者10名以上の参加が条件とされています。国が要件を厳しくしたためであり、避難者切り捨てそのものです。

① 避難者支援を行う県外の民間団体への補助について、支援活動に支障を来さないよう、補助対象を広く捉えるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

いまだに東日本大震災と原発事故による避難者は、県内外に約27,000人が避難を継続しています。県外避難者は復興庁が集計しますが、避難は12年と長期にわたり、精神的にも経済的にも負担を抱えており、県は、避難者1人ひとりの状況に見合った支援を行うことが求められます。原発事故被害の特異性から、避難者支援課が避難者の把握から支援まで一体的に行うことが必要だと考えます。

② 県内外の避難者の把握と支援を一体的に行うべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

県は、原発事故により避難し、国家公務員宿舎に入居した県民に対し、退去を民事調停や訴訟に訴えています。区域外避難者の住宅の無償提供終了後2019年4月以降、2倍家賃を請求、親族に退去と家賃支払いの協力を求めるなど、住宅の明け渡しを求めてきました。

調停、訴訟は、国際人権法、子ども被災者支援法にも反し、経済的、精神的に追い詰める人権侵害です。財務省は、福島県に使用を認めており、県は、避難者1人ひとりに寄り添った対応をするべきです。

③ 国家公務員宿舎の明け渡しを求める民事調停や訴訟を取り下げ、当事者間の話し合いで解決を図るべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

四、再生可能エネルギーの推進について

原発や石炭火力発電などに頼らず、再エネこそ、環境を守る持続可能なエネルギーであることは明らかです。再エネ推進のための固定価格買取制度の適用は、事業者が20

年、住宅用は 10 年です。買取期間の終了や買取価格の低下は、再エネ利用の終了を早め、大量の機材の廃棄を生み出すことにもつながります。すでに発電を終了した風車やパネルの撤去について様々な問題も生じています。

地域密着型・地産地消の再エネを進めていくためにも、固定価格買取制度を地域の多様なとりくみが促進できるよう買取期間の延長、価格の見直しなどを改善すべきです。

① 再生可能エネルギーを推進するため、固定価格買取制度による買取期間延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

風力発電や大型太陽光発電などは地域住民への影響が大きく、土砂災害の危険や、景観が損なわれる場合があるにもかかわらず、住民の合意がないまま進む事例が少なくありません。太陽光発電施設は、規模によっては環境アセスにかかわらず、林地開発許可のみで事業が進み、結果的に住民が知らないまま進むことがあります。

また、事業終了後や老朽化した太陽光パネルや風力発電設備の撤去などは、そのまま放置すれば地域の環境を破壊します。廃棄やリサイクルを制度化することは、住民の理解を得て、再エネを推進するためにも必要です。

檜葉町では、町内への太陽光発電設備の適切な設置のため、事業者に近隣住民への説明、町への届け出を条件とし、違反の場合は指導、勧告が可能な条例を制定しました。(2023 年 1 月 1 日施行)

大玉村は、10 キロワット以上の太陽光発電に対し、事業者は事前に地域住民への説明、村長への事前届け出書の提出と同意、景観との調和や土砂の流出を防ぐための措置、発電事業の終了時の撤去費用の資金調達計画を求めています。(2019 年 12 月)

② 再生可能エネルギーの導入に当たっては、住民の合意を要件とする条例を制定すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

太陽光パネルの撤去費用の積み立て制度はありますが風力発電にはありません。発電終了後の解体、撤去リサイクルなど県が指導できるルールが必要です。

③ 風力発電事業について、安全な維持管理及び事業終了後の適切な撤去に関するルールが必要と思いますが、県の考えをお聞きします。

五、福島国際研究教育機構について

国は、機構について「創造的復興の中核拠点」を目指すとしています。そのために、県外からの数百名の研究者を招き入れるとしています。そのための研究者を受け入れる生活環境・インフラを備える研究タウン、街づくりなどは、県と地元負担になりかねず、維持管理費も県民負担があってはなりません。

① 福島国際研究教育機構、いわゆる F-REI の運営費について、県や地元市町村の負担にならないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

2021年にロボットテストフィールドで、防衛装備庁が作業車両の遠隔操縦実験と強化服の実験を行ったとの報道がありました。岸田首相の大軍拡方針の下、福島国際研究教育機構が軍事研究の一端を担わされることがあってはなりません。国際研究教育機構における研究は、福島の復興と廃炉、そして平和的な研究に限定すべきです。先端技術の研究と開発は、軍事研究と表裏の関係だからこそ厳格な認識が求められます。

② F-R-E-Iが行う研究は、平和研究に限ることを明確にすべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

六、保育の無償化について

子育て支援の拡充は緊急の課題です。東京都は、子育て支援策として新年度から第2子以降の保育料無償化を決めました。物価高騰や人口減少対策、少子化対策は、原発事故を経験した本県こそ、大胆な子育て世代への支援が必要です。国の助成では、第2子が半額、第3子以降が無料となりますが、小学生以上は第1子にカウントされません。県内市町村では第1子から無償の独自支援を17市町村が行っています。県内同一の支援が必要です。

① 0歳児から2歳児までの保育料の無償化を国に求めるとともに、独自の支援も実施すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

七、県立高等学校改革に伴う空き校舎等の利活用について

県立高校統廃合で生じる空き校舎や土地の利用について県は、「住民実情に合った活用について安心感をもって住民とともに検討を進められるよう補助制度を検討し、地元や市町村を後押しする」としています。

統廃合については、住民要望を聞き入れず、県教委の押し付けが地元でも大きな問題になりました。南会津高校と田島高校の統合は、いまだに反対の声が起きています。利活用について、住民とともに検討するのは当然であり、この間の統廃合の進め方の反省が必要です。

空き校舎の利活用については、市町村との十分な協議を行い、地域の活性化に資するためにも、住民が参加して、その利用方法を決めるべきです。

① 県立高等学校改革に伴う空き校舎等の利活用に係る検討は、住民参加型で進めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞きします。

八、高齢者の補聴器の購入補助について

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなり、仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えています。しかし、補聴器は高額で、「高くて買えない」との声が上がっています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、生活の質を落とすだけでなく、うつや認知症の原因にも

なることが指摘されています。高齢者が元気に活躍するために補聴器の購入補助は福祉の観点から行うべきです。

- ① 高齢者の社会参加と認知症予防のため、補聴器の購入費用を補助すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

九、県職員の不祥事根絶について

県職員による県発注の公共工事を巡る収賄容疑などの不祥事には、職員のコンプライアンス意識の低下があります。県は、再発防止のためにも原因の分析と職員の増員で働きやすい環境の実現に取り組むことです。同時に、過密労働、長時間労働などの要因があるのではないのでしょうか。

- ① 県職員の不祥事の原因を分析し、再発防止に取り組むべきと思いますが、県の考えをお聞きします。
- ② 超過勤務時間の縮減に向け、正規職員を増員すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

十、河川の維持管理について

2019年の台風19号の河川災害で、いわきの夏井川流域では8の方が亡くなるなど人的被害、住宅に甚大な被害を及ぼしました。河川の維持管理の遅れが大きな問題になりました。そうした教訓を踏まえれば、頻発する河川災害を防止するために、河道掘削や除草などの河川の維持管理が今までもまして重要であることは言うまでもありません。

河川堤防の草刈りは、年に何回も行わなければならない場合が出ています。河川堤防の草刈りは、県直営やボランティア団体、地域の愛護団体がおこなっています。

ボランティア団体や愛護団体が行うものについて、高齢化に伴い、作業が危険、人が集まらないなどの理由から県直営や建設会社への委託事業への声が出されています。こうした作業が地域の負担にならないようにすべきです。

- ① 河川堤防の除草を実施する地域団体の負担軽減のため、県が主体となる除草を拡充すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。
- ② 除草を含めた河川の維持管理に関する予算を増額すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

以上で質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

吉田議員の御質問にお答えいたします。

物価高騰等の影響を受けている中小企業者への支援についてであります。

長引くコロナ禍に加え、原油を始めとするエネルギー価格や原材料・資材価格等の高騰は、本県経済にも広範囲にわたり深刻な影響を及ぼしております。

そのため、地域公共交通事業者や運送事業者に対し、車両維持に要する経費の助成を行うとともに、事業者の経営コスト削減に資する省エネ効果の高い設備への更新等の補助を実施しているところであります。また、事業者の経営安定化に向けた事業継続のための資金繰り支援や経営課題解決のための専門家による伴走支援など、商工団体等支援機関と連携して経営基盤を支える取組を強化してまいります。

さらに、プレミアム付き電子商品券発行事業や商店街等のにぎわい回復事業による消費需要、福島県「来て。」割の実施等による観光需要の喚起にも取り組み、物価変動等の社会情勢や国の経済対策の動向なども注視しながら、中小企業者への支援策を、適時適切に実施してまいります。

一、物価高騰から暮らしを守ることについて

総務部長

公契約条例につきましては、我が国においては、すでに、労働基準法や最低賃金法を始め、労働条件や賃金確保のための法整備が図られており、労働者の適正な労働条件や賃金水準は、基本的には、これらの法制度によって保護されているものと考えております。

保健福祉部長

看護職員の処遇改善につきましては、賃金を引き上げるため、昨年10月から、救急医療で一定の役割を担う医療機関を対象に新たな診療報酬の加算制度が導入され、各医療機関に対する制度の周知に取り組んできたところであります。

引き続き、全国知事会を通じて、国に対し十分な財源の確保も含め、看護職員の処遇改善に必要な措置を求めてまいります。

次に、介護従事者等の処遇改善につきましては、賃金を引き上げるため、昨年10月から、介護報酬等に新たな加算制度が導入されております。今後とも、加算取得を促進するため、制度の周知を図るとともに、社会保険労務士を事業所に派遣するなど、必要な支援を行ってまいります。

こども未来局長

保育士の処遇改善につきましては、賃金を引き上げるため、昨年10月から、運営費への新たな加算措置が導入されており、施設に対し、市町村を通じて支援しております。

さらに、保育士の経験年数や研修実績等に応じて賃金が加算されるよう、加算に必要なキャリアアップ研修等を一層推進するなど、引き続き、処遇改善に必要な支援を行ってまいります。

総務部長

次に、会計年度任用職員の継続雇用につきましては、面接等を踏まえ、2回まで可能であり、3年を超える場合でも、再度の公募による選考を経て、継続して雇用することができるものであり、引き続き、地方公務員法の趣旨や、国から示された考え方などに基づき、適切に対応してまいります。

二、事業者支援について

商工労働部

借入金の返済が困難な事業者への支援につきましては、先月、伴走支援型特別資金の貸付要件を緩和し、金融機関や商工団体などを通じて周知を図るとともに、金融機関に対し、事業者の実情に応じた柔軟な対応について要請しているところであり、引き続き、きめ細かな事業継続支援に取り組んでまいります。

三、原発事故による避難者の支援について

避難地域復興局長

避難者支援を行う県外の民間団体への補助につきましては、本県の県外避難者が避難先で安心して暮らし、生活再建や帰還の判断に効果が期待される事業を採択の上、国の復興財源を活用して事業費補助を行うものであり、引き続き、県民や国民から理解が得られ、必要な支援が継続できるよう事業の成果や健全性をしっかりと確認しながら、適切な執行に努めてまいります。

次に、避難者の把握と支援につきましては、生活再建支援拠点や生活支援相談員、被災者生活支援員等による戸別訪問や相談対応などを通して、避難者が抱える個別課題の把握と解決に努めており、引き続き、庁内各部局はもとより、関係機関と連携しながら必要な支援に取り組んでまいります。

次に、国家公務員宿舎の明渡しにつきましては、戸別訪問や現地相談会等を通じて話し合いによる解決に努めましたが、再三の連絡に応じないことや、供与終了の違法性等を主張し県を提訴するなど、話し合い自体が困難となったため、やむを得ず、民事調停や訴

訟により解決を図っているところであります。

四、再生可能エネルギーの推進について

企画調整部長

再生可能エネルギーに係る固定価格買取制度の買取期間につきましては、再エネ種別ごとの発電設備の耐用年数や普及状況等を勘案し、設定されているものと認識しております。

本制度は、再エネ導入の初期段階における普及拡大とそれを通じたコストダウンを目的とした時限的な特別措置であることから、今後とも、国における制度見直しに係る議論を注視してまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入に係る住民の合意を要件とする条例の制定につきましては、現在、国において、地域と共生した再エネの導入に向け、固定価格買取制度等の認定に際して説明会開催による地域への事前説明の義務化などが検討されていることから、こうした動向を注視してまいります。

次に、風力発電事業につきましては、国のガイドラインにおいて、適切な保守点検・維持管理に係る遵守事項が示されているとともに、計画的な積立等により、廃棄等費用を適切に確保するよう努めることとされております。

県といたしましても、引き続き、事業者に対して、ガイドラインに基づき対応するよう求めてまいります。

五、福島国際研究教育機構について

企画調整部長

次に、いわゆるF-REIの運営費につきましては、福島復興再生特別措置法に基づき、国が設立するF-REIが長期・安定的に運営できるよう国を挙げて、予算を確保することとなっております。

次に、F-REIが行う研究につきましては、福島の復興・再生、ひいては世界の課題解決に貢献するため、廃炉の推進に資するロボット等の研究開発を始め、震災と原発事故の経験と教訓を踏まえた原子力災害に関するデータや知見の集積・発信など、福島ならではの5分野を対象に取り組まれるものと認識しております。

六、保育の無償化について

こども未来局長

次に、0歳児から2歳児までの保育料の無償化につきましては、保育の完全無償化が

全国一律で実施されるよう、全国知事会等を通じて国に要望しております。

また、県独自の支援として、多子世帯における第3子以降の0歳児から2歳児までの保育料を軽減する市町村に対し、経費の一部を補助しているところであります。

七、県立高等学校改革に伴う空き校舎等の利活用について

教育長

県立高校改革に伴う空き校舎等の利活用につきましては、所在自治体との対話を積み重ねながら地域の意向を丁寧に把握し、地元の思い描く姿の実現を後押しできるよう、丁寧に対応してまいります。

八、高齢者の補聴器の購入補助について

保健福祉部長

次に、高齢者の社会参加と認知症予防のための補聴器購入費用の補助につきましては、高齢者を含め、年齢を問わず、身体障害者手帳所持者に対し、補装具としての補聴器購入費用の一部を支給しているところであります。

九、県職員の不祥事根絶について

総務部長

次に、職員の不祥事の再発防止につきましては、法令遵守意識や倫理意識が希薄であったことなどが考えられることから、引き続き、法令遵守等に対する意識の更なる浸透と、風通しの良い職場づくりに努めてまいります。

次に、職員の増員につきましては、これまで、正規職員や任期付職員の採用を始め、再任用職員の活用など、多様な方策により、必要な人員の確保に努めてまいりました。今後とも、業務の見直しなど、業務執行体制の効率化を図るとともに、中長期的な行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

十、河川の維持管理について

土木部長

河川堤防の除草を実施する地域団体の負担軽減につきましては、除草機械の貸出しや、河川堤防への防草シートの設置により、作業の省力化を図るとともに、地域の実情等を踏まえ、県が主体となる除草の拡充に努めているところであり、今後とも、市町村と調整を図りながら、地域団体の負担軽減に取り組んでまいります。

次に、除草を含めた河川の維持管理に関する予算につきましては、良好な河川環境の保全や、頻発する豪雨災害に備えるために重要であることから、引き続き、適切な維持

管理を行うために必要な予算の確保に努めてまいります。

【再質問】

吉田県議

再質問させていただきます。

まず知事にお伺いをいたします。中小企業への直接支援についてです。

いま物価高騰のもとで、電気代、エネルギー価格が高騰して、中小企業が経営存続の危機に立っています。高圧電流を使う事業者は、電気代の高騰により元請けとの価格交渉や省エネの自主的な努力を行っているなど企業存続のための努力をしています。しかし、それでも間に合わないと、そういう声です。全国的には、中小企業支援で電気代や燃料代の(値上げ分の)半分を支援する、直接支援を行っている自治体もあるわけです。

本県では、知事がおっしゃいましたように、省エネ設備導入の支援があるわけですが、そもそも設備投資ができない中小企業が存在するわけです。物価高騰の下で、そういう中小企業に対しても支援できる、直接支援が必要だと思います。

県内中小企業は、県の税収や雇用にとってかけがえのないものです。緊急事態といえる物価高騰、燃油高騰の下で、暮らしと営業をしっかり守ることは、県政の大事な仕事だと考えます。

物価高騰で影響を受けている中小企業へ直接支援を行うべきと思いますが、知事の答弁を再度お聞きします。

避難地域復興局長へ再質問いたします。

県外避難者への支援を行う民間団体への助成についてです。

局長は適正に執行されているとおっしゃいましたが、県は民間団体への助成の在り方を明らかに変えていると思います。国の要件が厳しくなったということだと思います。今まで避難者へ行っていた支援を行うことができなくなったと、支援団体からの訴えです。

県は、県外にいる県民に対して、民間団体を通じて支援を行ってきたわけですが、これは避難者支援からも人道上からも大事な取り組みだと思います。これを様々な理由をつけて、補助を縮小するということは、これは県民切り捨てといわざるを得ません。最後の1人まで支援を尽くす、その立場で、県外の民間団体への支援を行うことが必要だと思います。民間団体への補助について対象を広く捉えて行うべきですが、復興局長に再度お聞きします。

保健福祉部長に再質問をいたします。

高齢者の補聴器補助についてです。

私は、この支援は障がいの枠ではなくて、福祉の枠で行うということが必要だと思っています。加齢に伴う補聴器購入補助は切実な声です。日本では65歳以上の高齢者の半分1,500万人が難聴とのこうした推計値もあるわけです。難聴はうつや認知症の大きな要因になります。日本の高齢者の認知症（割合）はOECD加盟国中最高と言われているわけです。ですから、こうした方々への支援は本当に切実な問題だと思います。

補聴器は、機種によっては高額で、15万円から40万円と、個人に合うようにすれば本当に高額なものになってしまいます。福島県は「健康長寿の県」を目標にしている県でありますから、難聴高齢者の方へ支援を行う、そして高齢者の社会参加を応援していく、そのことが必要なことだと思います。加齢に伴う全ての難聴者を対象に補助を行うべきと思いますが、保健福祉部長の答弁を再度お願いします。

【再答弁】

内堀雅雄知事

吉田議員の再質問にお答えいたします。

中小企業者への支援につきましては、事業者の足腰の強い経営体制への転換を促進するため、伴走型の資金繰り支援やコスト削減効果の継続が期待できる省エネ設備への更新などの支援に取り組んでまいりました。引き続き中小企業者の持続的な経営安定化に向け、事業継続を支援してまいります。

保健福祉部長

高齢者の社会参加と認知症予防のための補聴器購入費用の補助につきましては、高齢者を含め、年齢を問わず、身体障がい者手帳所持者に対し、補聴器購入費用の一部を支給しているところであります。また、高齢者の社会参加と認知症予防につきましては、地域における通いの場づくりへの支援や、認知症予防に関する相談対応などに取り組んでおります。

避難地域復興局長

避難者支援を行います県外の民間団体への補助金につきましては、本県避難者の生活再建や帰還の判断に効果が期待される事業を選定をいたしまして、国の交付金を活用して、事業費補助を行っているものでございます。なお、電話代、それから交流スペースの家賃料などにつきましては、補助事業実施に伴う経費であることが明確に分類できるという場合につきましては、按分等の手法を確立をいたしまして、これまで通り補助対象経費として認めているものでございます。いづれにいたしましても、必要な支援が今

後とも継続できるよう、内容をしっかりと確認をしながら、適切な執行に努めてまいりたいと考えております。

【再々質問】

吉田県議

再々質問をさせていただきます。

総務部長にお聞きをします。

先ほどの答弁で、公契約条例を制定すべきという質問ですが、基本的には労働者は保護されているという認識だったというふうに思うんですが、例えば、建設関係の事業ですと、何重もの下請け構造というのが本当にいま社会的な問題にもなっているわけですよ。一番下で働く労働者の方がきちんと県の設計単価通りの支払いができていくかどうかというのが、いつも問題になっていると思います。そういう点で、きちんと県が公契約条例を策定をして、一番下で働く労働者の方が安心して生活できる賃金が支払われる、それをしっかりと県が確認できる体制をつくる必要があると思いますので、公契約条例制定すべきだと思います。答弁をもう一度お願いしたいと思います。

企画調整部長にお尋ねをします。

風力発電の事業終了後の設備の撤去について、ルールが必要だということについてです。

風力発電事業は、巨大化が進んで、今では羽の高さまで100メートルを超えるものは珍しくありません。それに伴って、風車を支える基礎も巨大なコンクリートの構造物になっています。事業終了は、老朽化によるもの、事故により発電を終了したものがありますが、どの場合であっても、そのまま風車を放置することになれば、自然環境を破壊し、近隣住民の暮らしに大きな影響を与えることは明らかであります。終了後は地形の原状復帰が基本だと思います。事業者の大小、資産の有無で撤去が進まないということがあってはなりません。撤去後のルールは、今からしっかり作っていくことが必要だと思いますが、もう一度企画調整部長にお聞きします。

もうひとつは、F-R-E-I（福島国際研究教育機構）で行う研究は平和研究に限るべきということについてです。

先ほど、2021年に防衛装備庁がロボットテストフィールドで、実験を行ったと紹介をいたしました。やはりそういうことがあってはならないと。このF-R-E-Iというのは、日本の研究力強化と、日本と世界に共通するイノベーションを創出するというのが福島復興再生特措法では謳っているわけなんですけれども、私はこれは、福島のため

の研究、福島復興や廃炉に資するための研究が第一の目的でなければならないと思います。復興を口実に、県外から研究者や施設を呼び込んで、そして県内に関係のない、外れた研究をされたのではやはりまずいことだと。そして尚更それが、平和的な研究ではなくて、軍事に資するような研究であっては、これはダメだというふうに思います。ですから、はっきりとですね、F-R-E-Iで行う研究は、平和研究に限るということをお願いしたいと思います。もう一度部長の答弁をお願いしたいと思います。

土木部長にお尋ねをします。

河川の除草についてですね、県でやる（主体となる）仕事を拡充していくという答弁もありましたが、今それと同時に、機械を貸し出すと、設備を貸し出すとそういうご答弁だったと思います。今もう本当に地域で高齢化が進んで、なかなか出来ない、十分な機械があってもそれを操作することが出来ない、そういう切実な声が寄せられているわけです。ですから、堤防の草刈り、除草について、県が直営で行えるということを進めていくべきだと、これをすぐにでも行っていくべきだと思いますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

【再々答弁】

総務部長

適正な労働条件の確保に係る公契約条例につきましては、労働基準法をはじめとします国の法律を基本としまして、さまざまな施策や制度等によりまして、労働者の保護が図られているものと考えております。

企画調整部長

まず、風力発電事業につきましては、設備の適切な維持管理により、固定価格買い取り期間が終了する20年後も事業の継続が十分可能と見込まれております。県といたしましては、国のガイドラインに基づき、計画的な積み立て等による廃棄等費用を適切に確保するよう事業者に求めてまいります。

次に、F-R-E-Iにおける研究開発に関しましては、本県の復興を進めるに当たって重要な課題である廃炉を着実に進めるためには、高放射線下や狭隘な空間下で作業できるロボットの開発が必要不可欠であります。高度な遠隔技術や福島ロボットテストフィールドを活用した災害対応ロボット、ドローンなどをはじめとした次世代モビリティに関する研究開発を通じて、廃炉など福島の課題解決につなげてまいります。

土木部長

河川堤防の除草を実施する地域団体の負担の軽減につきましては、河川堤防への防草シートの設置や遠隔操作型の除草機械の活用など、作業の省略化や効率化を図るとともに、地域の実情を丁寧に把握しながら、現地において、地域の団体や市町村とともに、状況を確認し、除草の拡充にも努めながら、今後とも市町村と調整を図り、地域団体の負担軽減に取り組んでまいります。

以上